

秋田県条例第五十九号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「の各号」を削り、同条第一号中「みだらな」を「淫らな」に改め、同条第二号中「大麻又は覚せい剤」を「又は覚醒剤」に改め、同条第六号中「とばく」を「賭博」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。